

令和7年度東温市シティプロモーション推進業務提案選定評価基準

令和7年度東温市シティプロモーション推進業務に係る受託候補者の選定は、提案書及びプレゼンテーションの評価による技術点と価格点の合計を総評価点とし、総評価点が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として決定する。評価基準等については次のとおり。

1 提案書及びプレゼンテーション採点方法

実施要領「10 選定方法」に基づき、評価委員会の委員が採点を行う。

2 配点

総評価点は、100 点満点とし、得点配分については下記のとおりとする。

(1) 技術点 90 点

	区分	評価項目
1	業務実施体制	業務実施体制、人員配置等
2	類似業務受託実績	受託実績、成果等
3	提案内容	主旨の理解と実施方針
		プログラムにおける企画実行力
		情報収集力と移住検討者への訴求力
		成果目標、実現可能性
4	独自提案	専門性、創造性、有益性等
5	プレゼンテーション	分かりやすさ、論理性、積極性等

(2) 価格点 10 点

3 得点の算出方法

- (1) 各評価委員が採点した技術点を合計し、評価委員の人数で除した点数を当該提案者の獲得した技術点とする。
- (2) 技術点及び価格点それぞれについて、小数点第2位を四捨五入した小数点第1位までを有効点とする。
- (3) 技術点については次の5段階で採点する。

A 特に優れており十分満足できる提案である・・・配点×1.0

- B 優れている・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点×0.8
- C 普通である・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点×0.6
- D やや劣っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点×0.4
- E 劣っている・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点×0.2

(4) 価格点については次の方法で採点する。

価格点＝10 点×（最低見積額／見積額）

【確認事項】仕様書に沿った積算による価格が提示されているか。

4 最高得点者が二者以上あった場合の決定方法

- (1) 価格点の獲得点数により、受託候補者及び次点者を決定する。価格点の獲得点数が同点の場合、技術点のうち提案内容及び独自提案の獲得点数により、受託候補者及び次点者を決定する。
- (2) 上記（1）により、受託候補者及び次点者が決定しない場合は、委員の協議により、受託候補者及び次点者を決定する。

5 受託候補者が最低限獲得すべき点数

- (1) 最高得点者にあっても受託候補者は 70 点以上獲得しなければならない。
- (2) 提案者が一者であった場合の受託候補者は 75 点以上獲得しなければならない。

6 評価は、非公開で行うものとし、東温市プロポーザル方式実施取扱要綱（令和 6 年東温市告示第 21 号）第 18 条に規定する特定結果に関する事項について、部分公開とする。

7 提案者は、評価に対して異議申し立て等できないものとする。